1月18日、ポルトガル政府は臨時閣議において、現行制限措置の強化を以下のとおり決定しました。これらの措置は本日19日から施行されていますのでご留意ください。

- 1. 衣料品等、食料品以外の店頭販売を禁ずる。スーパーマーケットにおける食料品以外で生活必需品ではない品物(書物、スポーツ用品等)の販売は制限の対象。
- 2. 軽食店・レストランでは、包装されている食品のみ店頭販売が可能であり、飲料販売(テイクアウト形式を含む) は禁ずる。
- 3. 店舗前及びその付近の公道における滞留と飲食を禁ずる。
- 4. ショッピングモールにおけるレストラン・フードコートの営業は、(これまで許可されていた) テイクアウト形式を含め閉鎖する。
- 5. 人寄せにつながる一切のバーゲンセールを禁ずる。
- 6. 広場・公園のような公共の憩いの場での散策は可能なるも、滞留することを禁ずる。
- 7. 全国の市長に対し、人混みのできやすい海岸や河岸への立ち入り制限の実施、並びに公園のベンチ、児童公園及びテニスコート等のスポーツ設備の使用禁止の掲示を要請する。
- 8. 生涯教育施設及びデイセンター等の高齢者施設は閉鎖する。
- 9. 学童については、12歳未満児を対象とする施設は継続し、12歳以上は引き続き閉鎖とする。
- 10.職場に出勤する全ての労働者は、雇用者が発行する証明書携行を必要とする。250 名以上を雇用する事業主は出勤する労働者の名簿を48時間以内に労働環境当局(ACT)へ 提出しなければならない。
- 11. 週末は市を超えた移動を禁ずる。
- 12. いかなる店舗も平日20時、週末13時に閉店。食料品店は例外として週末17時まで営業可。